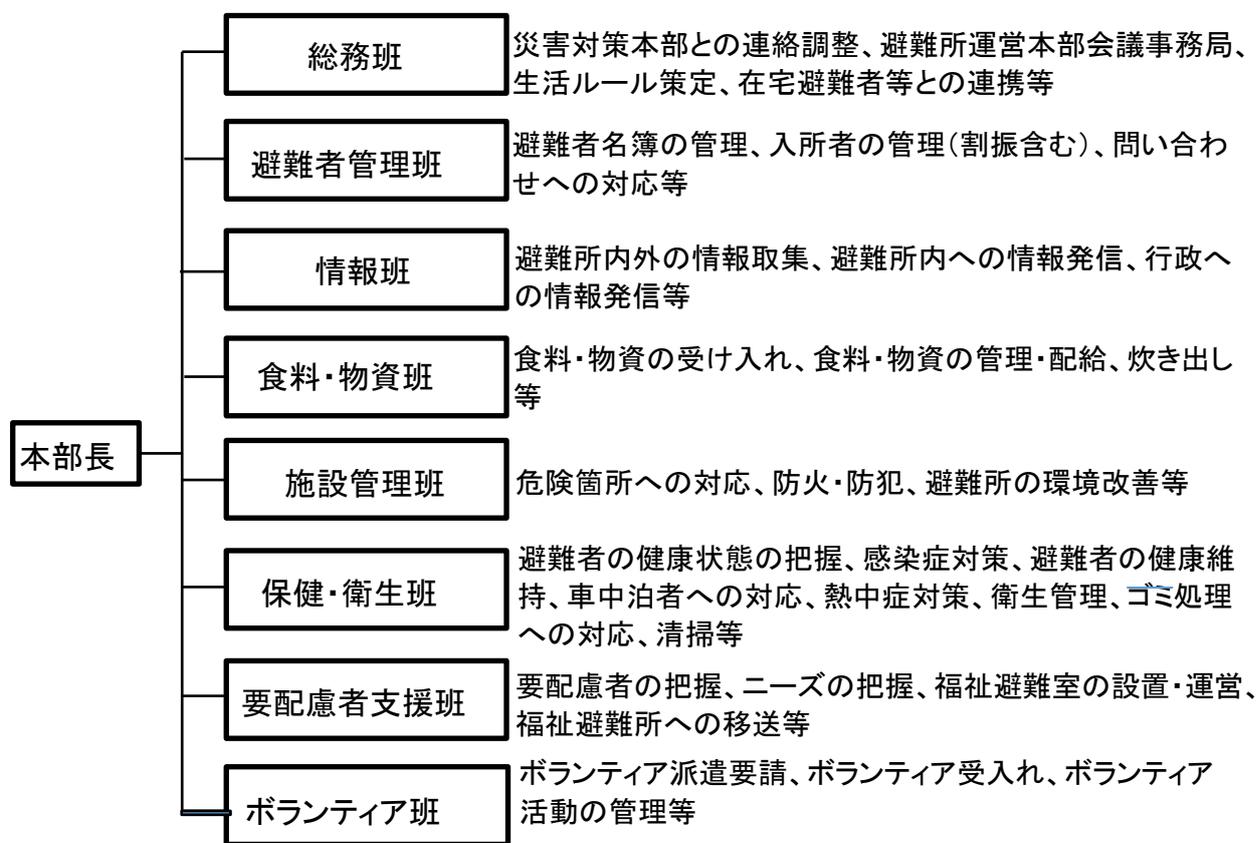


新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練確認リスト

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となりますが、被災者に加え避難所運営スタッフの感染を防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要となります。

市の避難所運営マニュアルは下図のような班体制(役割分担)をとることを基準としています。新型コロナウイルス感染対策については、総務班、避難者管理班、保健・衛生班の役割が大きく増大することが、想定されますが、その他の担当においても、何らかの感染症対策が必要となるため、それぞれの業務についてシミュレーションを行い、必要な人員数等の確認、役割分担、手順、課題を洗い出しておくことが重要となります。



阿南市避難所運営マニュアルにおける避難所運営組織の活動班とその役割

避難所開設・運営訓練は通常、発生する業務について訓練を行います。新型コロナウイルス感染症対策が求められる状況においては、受付時の体温、体調の確認、換気や消毒の業務増大などの他、体調等不良者が発生した場合の対応業務が新たに発生し、車中泊者の増加のおそれもあることから、その対応業務も増加します。また、ペット連れの被災者の人命に関わる問題として、飼い主が避難をためらわずに、避難所で適切な飼養を行うことができるようペット同行避難者の受入れ対応を整えておくことが必要となっており、それぞれに災害種別に応じた訓練を行っておくことが重要となります。

本訓練資料は、下記に記載したそれぞれの業務ごとに感染症拡大防止の観点から、訓練において確認すべきことを列記しています。

感染症拡大のおそれがある中での自然災害対応については、市の危機管理部、保健福祉部、消防本部と保健所、自主防災組織等の連携が必要であり、そのため訓練を通じて関連部局、組織間の連携について課題を確認できるよう、訓練を企画し実施する必要があります。その際、この訓練資料を活用していただきたいと考えます。

感染症流行下における避難所運営において追加あるいは強化が必要な業務に関する訓練

- 1 避難所設営訓練
- 2 避難所運営スタッフの防護及び受付訓練
- 3 保険・衛生・救護訓練
特に、体調等不良者や濃厚接触者が出た場合の対応
- 4 情報発信訓練
- 5 物資受入・配布訓練
- 6 食料配布、炊き出し訓練
- 7 資機材設置、施設環境整備訓練
- 8 ペット動向避難者への対応訓練
- 9 車両避難者(車中泊者)への対応訓練
- 10 避難所運営本部会議訓練

なお、避難所内における業務を中心に訓練時の確認事項を記載していますが、感染症のおそれがある中、車両避難(車中泊)をする被災者が増加することも予想されるため、食事、物資の配布や情報の提供等、避難所外避難者への対応についても予め検討しておき、訓練で確認しておく必要があります。

1 避難所設営訓練

(1) 全般

ア 避難所レイアウトについては本マニュアルの別紙3「避難所(学校)のレイアウト例」及び別紙4「避難所内のゾーニング例」を参照する。

イ 訓練は、レイアウトについて保健所等の専門家に確認を得る機会でもあるため、訓練により実装したレイアウトについて専門家の意見をもらう。

(2) 設営訓練等

<実施、確認事項>

ア 共同空間の設定

- ・共同空間は、受付、掲示板、避難所運営本部、充電場所、物資保管場所、洗面所、トイレ、更衣室(男女別)、洗濯場、物干し場、ゴミ置き場、シャワー室、相談室、喫煙場所等があり、それぞれ密にならない工夫(ルール)ができているか。
- ・食事スペースは設置しない。飛沫感染を防止するため、できるだけ居住スペース内の世帯占有スペースで食事をするようになっているか。
- ・談話室(スペース)は設置しない。相談室は設置してもよいが、パーティション等を用いて天井部を開放するなど、密閉されない工夫をしているか。また、机上にクリアフェンスなどを設置しているか。長時間連続して対応しないルールを設けているか。
- ・相談者と対応者で別々の空間をパーティション、テント等で作り、電話で相談を受ける体制を構築しているか。
- ・通路は一方通行とし、できるだけ通行者がすれ違わないようにしているか。可能であれば入口と出口を分けているか。

イ 世帯占有スペースの区割り

○ポイント

共同空間、占有スペースと実際にゾーニングをして、収容人数を確認する。

- ・フロアが土足使用の場合は、ブルーシートを敷きつめ、その上は上履き使用ととしているか。
- ・メジャー、養生テープなどを用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示しているか。また、計測ポール(2m長)または標準的な型紙を用意しているか。(範囲の明示が容易となる。)
- ・1世帯が1区画(目安は2㎡/1人)を使用し、人数に応じて区画の広さを調整しているか。
- ・世帯間の距離をできるだけ2m(最低1m)空けているか。
- ・養生テープの区画、パーティション、テントゾーンの通路の幅は2m(最低1m)確保しているか。

- ・感染すると重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び障がい者、妊産婦等については、避難所内に大部屋とは別部屋に居住スペースを設けることを検討しているか。
- ・占有スペースに椅子と段ボールベッド等の簡易ベッドを設置しているか。
- ・パーティションとテントは専用スペースでの活用を優先しますが、居住スペースでも収容人数を拡充するため積極的に活用しているか。パーティションは飛沫感染の効果を高めるため、1.8m以上のものを使用しているか。
- ・テントを接して配置する場合は、接した面に通気口など空気の出入口が無いよう留意しているか。
- ・テントは飛沫感染防止の観点からは屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分留意しているか。

ウ 占有スペースの割振り及び表示

- ・住所(コミュニティ)、性別、要配慮のニーズ等を考慮した割振りに留意しているか。
- ・区画に番号をふって管理しているか。(その後の避難所管理が容易となる。また、個人情報保護の観点からも番号ふりが望ましい。)

エ 割振りへの誘導

- ・避難者自ら移動できるよう、専用スペースや動線の分かる案内看板等を用意しているか。

オ 見取り図等の作成

- ・どこにどの避難者、特に要配慮者がいるのか等について確認できる見取り図や一覧表を作成しているか。

2 避難所運営スタッフの防護及び受付訓練

(1) 避難所運営スタッフの防護訓練

<実施、確認事項>

ア 事前準備

- ・PPE(Personal Protective Equipment:個人用防護)を準備し、着脱手順を確認し、使い捨てでないものは洗浄及び消毒手順を確認しているか。

イ 避難所運営スタッフのPPEの共通事項・健康管理

- ・新型コロナウイルス感染者又は感染疑いのある方に関わる人は、場面ごと、避難所の実情に応じて適切にPPEを選択して着用しているか。特に事前受付スタッフ、専用スペースに係るスタッフはPPEの着用に留意しているか。
- ・PPEの種類としては、マスク、目の防護具(ゴーグル、フェイスシールド等)、長袖防護服、手袋があります。長袖防護服については、レインコート(カッパ)など体を覆うことができ、破棄できるもので代替が可能です。

- ・事前受付ではクリアフェンスを準備しているか。できない場合、不特定多数の避難者に対応するため、すべてのPPEを着用しているか。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備(参考)

	マスク	目の防護具 ※1	使い捨て手袋※2	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△	○		
清掃・消毒	○	○		○	
専用スペースでの対応 ※6	○	○	○		
専用スペースでの清掃・ 消毒	○	○		○	
専用スペース(軽症者 等)での対応※6	○	○	○		
専用スペース(軽症者 等)での清掃・消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン・衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー、風呂、トイレの 清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

(例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に短時間(一人15分以内)で接する際は着用不要)

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可

※4 手首を覆えるもの、使い捨て手袋、使い捨てビニール手袋も可(複数人数での共用は不可)

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパの代用も可

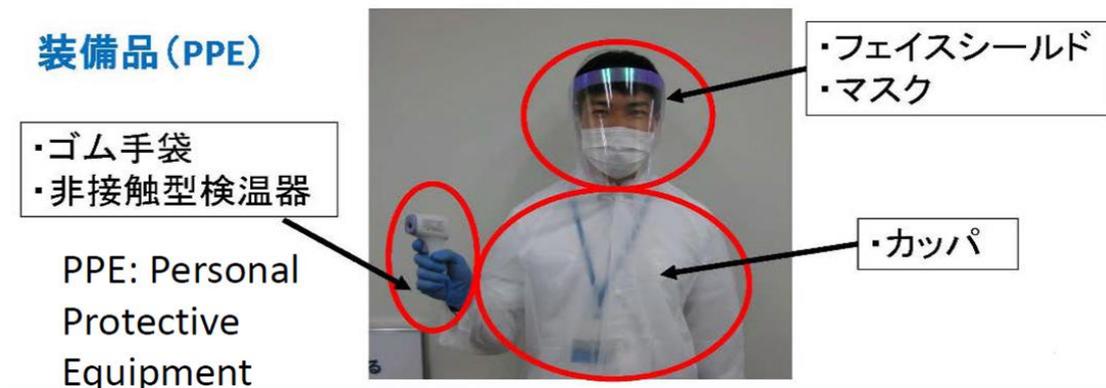
※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備

※8 撥水性のあるガウンが望ましい

- ・専用スペースのスタッフは、食事を直接受け渡さず、置き配をするなどして、できるだけ専用スペース入所者と接触しないようにしているか。専用スペース内で直接、接触する場合は、PPEを着用しているか。
- ・新型コロナウイルス感染流行時は全ての人がマスクを着用することが求められるが、個室に1人である場合は、必ずしも着用する必要がないことを承知しているか。
- ・避難所運営スタッフは専用スペースごと(体調等不良者、濃厚接触者等)に担当者を分け、担当以外のスタッフは専用スペースに立ち入らないようにしているか。
- ・体温や体調チェックは避難所運営スタッフを含め、避難所の全員が毎日行うようにしているか。

【PPEの着用例】(福島市作成資料)



ウ 手袋、マスクの着脱訓練

手袋、マスクについて感染を防ぐための正しい着脱方法について訓練する。全避難所運営スタッフが避難所運営業務に取り掛かる前に実施しておくことが重要となる。以下の実施手順を理解し、実行できるか。

<実施手順>

- ①手指を消毒する。
- ②マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないように注意する。
- ④片方の手袋を脱ぐ。内側(清潔部分)に触れないように注意する。
- ⑤脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥感染性破棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑧マスクのゴム部分をもってマスクを外す。マスク本体に触れないように注意する。
- ⑨感染性破棄物入れに距離を保って捨てる。

参考:PPEの着脱について(17～21頁)

エ 簡易PPE作成訓練

PPE不足に備えるため、また、多くの住民が積極的に訓練に参加できるようにクリアファイル等を利用した簡易フェイスシールド作成訓練、プラスチック袋(ポリ袋等)を利用した簡易防護服作成訓練などを企画する。

(2)受付訓練

<実施、確認事項>

ア 訓練時に確認

以下を確認できているか。

- ・訓練参加者がマスク、体温計、除菌シート、上履き、ゴミ袋を持参しているか確認する。

- ・避難者カードは事前に記入しており、健康状態チェックカードは避難前に記入して避難者カードとともに持参していることを確認する。

イ 受付の設置

以下が実施できているか。

- ・事前受付を避難所入り口の外に設置(悪天の場合、テントを設置)する。
- ・各スペースの受付を避難所の中に設置する。
- ・各受付において密にならない目印、案内等を設置する。
- ・受付に消毒液を配置する。
- ・記入用紙や筆記用具を準備する。使用時は毎回消毒する。

ウ 避難者の誘導及び受付

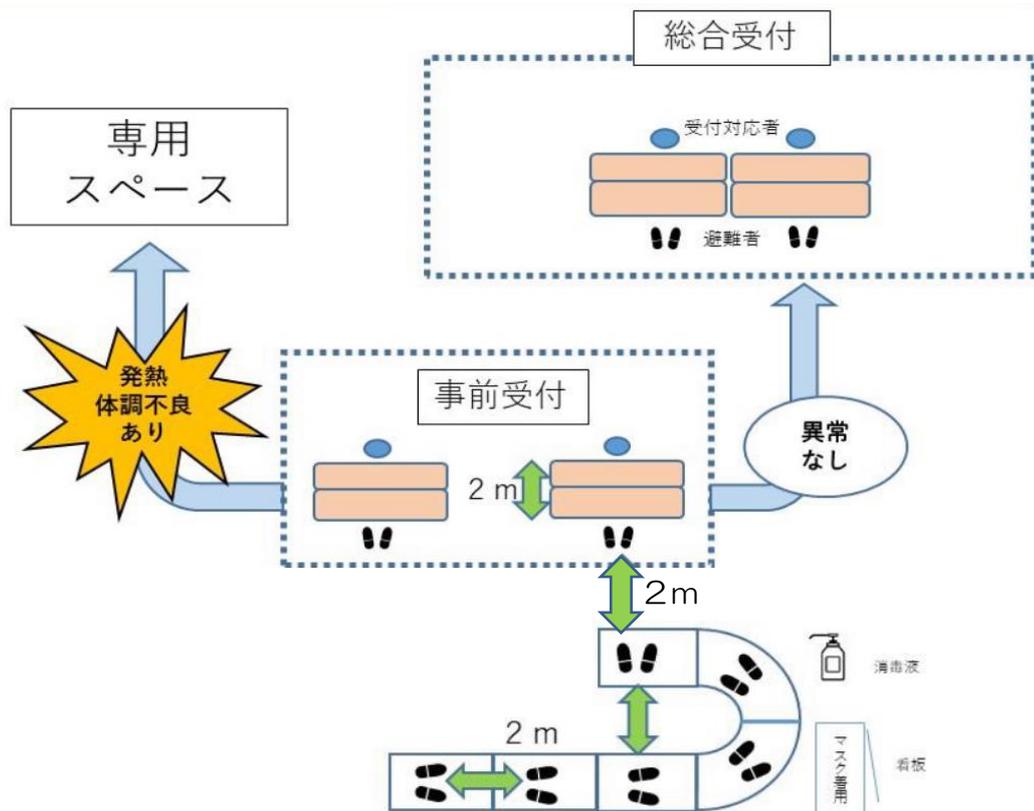
○ポイント

一人あたりの受付時間の目安から、受付スタッフの人員数について検討する。

訓練参加者の中に体調等不良者や同世帯者を設定し、専用スペースへの受入れ方法、保健所との連携、医療機関等への移送方法をしシミュレーションする。

- ・事前受付で検温し、健康状態チェックカードで確認し、体調等不良者がいないかを確認しているか。健康状態チェックカード、避難者カードを持参していない方には、受付前に記入してもらっているか。体調等不良者と同世帯者は専用スペースに誘導し、他は居住スペースの個別受付に誘導しているか。
- ・居住スペースの個別受付では、健康状態チェックカード及び避難者カードを確認・受領し、避難者の要配慮事項等を確認のうえ、居住スペース内での割り振りを行っているか。
- ・専用スペースの個別受付でも同様のことを行います。体調等不良者と同世帯者は別部屋としているか。できない場合は、パーティション等で空間を分けているか。
- ・避難所におけるクラスター発生防止のため、感染者(自宅療養者)、濃厚接触者及び体調等不良者等に関する保健所等との適切な情報共有及び共有に関するルール作りができているか
- ・全体として避難者が滞留し、密とならないような受付フローとなっているか。
(例:事前受付で手指消毒→検温→健康状態チェックカード確認→各スペース個別受付(居住スペース又は専用スペース)に誘導→避難者カード確認→ネームカード配布→各スペース個別受付で健康状態チェックカード及び避難者カードの受領→各スペース内での割振り)
※体調等不良者や濃厚接触者については、一般避難者とは別の受付を用意するのが望ましい。

事前受付のレイアウト例



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診）】

- 体温計による体温の確認
- 息苦しさがあるか
- 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- 咳やたんがひどくなっているか
- 全身倦怠感があるか（起きているのがつらいか）
- 嘔吐や吐き気が続いているか
- 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

- ・感染者（自宅療養者）がやむを得ず避難所に避難してきた場合を想定しているか。避難先が決まるまで避難所で待機していただくことが想定される。敷地内の別棟あるいは同一建物の別の階等、他の避難者と動線を別にして専用スペースに、一時滞在していただく流れを確立しているか。また、健康状態チェックカードの内容だけでなく、PCR陽性になった月日（又は自宅療養開始月日）などを確認しているか。他の避難者に分かることが無いよう、個人情報の取り扱いに十分注意しているか。
- ・悪天候時は避難者を屋内に入れてから事前受付を行うことも考えられる。その場合の密対策を検討しているか。また、その実効性を確認しているか。
- ・受付時の検温は非接触型の体温計を用いているか。
- ・マスクを持参してきていない方には事前受付でマスクを配布しているか。

- ・受付時、混雑の原因とならないよう、住民に対し避難者カード及び健康状態チェックカードの事前準備の必要性について周知しているか。
- ・体調等不良者と濃厚接触者に専用スペース・トイレ・動線を確保できない場合は、対応可能な別の避難所へ避難を案内することや専用避難所を別途開設することを検討しているか。
- ・定員を超えた場合の対応(近隣避難所の活用等)を検討しているか。
- ・靴は各自で靴袋(ビニール袋等)に入れてもらい、上履きは各自で持参すべきことを周知しているか。(持参していない者にはスリッパ等を貸与しているか。)
- ・受付スタッフの数が適正か否かを訓練後に検討することになっているか。受付スタッフは事前に役割を決めているか。(検温、問診、案内・誘導等)
- ・避難所運営スタッフ全員が、避難者各人の人権を配慮し、感染者等は排除しているのではなく、感染対策上の対応であり、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを避難所運営本部会議等を通じ、全スタッフに人権及びプライバシーの配慮に留意することについて徹底しているか。
- ・避難者以外に、外来者が運営スタッフの許可なく出入りしないよう、入り口の管理を厳正に行っているか。

エ 要配慮者の一時待機

- ・要配慮者に占有スペースを割り振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペース等を用意するなどの対応を行っているか。

オ 避難者台帳の作成

- ・避難者名簿(避難者カード)の内容に加え、感染者あるいは体調等不良者が発生した場合に濃厚接触者等が後追いできるよう、避難者各人が滞在する部屋、スペース等を記録しているか。

カ 情報の共有

- ・体調等不良者及び同世帯者の状況について避難所運営本部会議等を通じ運営スタッフ間で情報共有しているか。

(3)保健・衛生・救護訓練

<実施、確認事項>

ア 定期的な見回り、急病人の把握

以下を確認し把握しているか。

- ・衛生係(保険・衛生班)が毎日、定時に巡回する体制ができているか。
- ・保健師等の巡回体制ができているか。
- ・巡回の際のPPEが適切にできているか。

イ 避難者の毎日の体調等の把握

- ・避難者は毎日、健康状態チェック表を記入し、衛生係が巡回時に確認し、記録しているか。(スマートフォンをお持ち方について、アプリで管理することも考えられる。)

ウ 避難者の相談窓口を開設

- ・ソーシャルディスタンス維持のため、避難者が孤独に陥りがちになることが想定される。相談室を設置する他、電話やSNS等の活用が検討され、心のケアを配慮する対応措置がなされているか。

エ 定期的な運動

- ・エコノミークラス症候群の予防のため、定期的に軽い運動を行っているか。また、運動を行うスペースや散歩を行うコースが設定されているか。

オ 発熱・咳等のある者や濃厚接触者が来所又は発生した場合の対応

○ポイント

体調等不良者や濃厚接触者が来所した場合のフローの確認と保健所、医療機関等との連携

【専用スペースの設置】

- ・体調等不良者及び濃厚接触者は居住スペースとは別に設置した専用スペースに案内しているか。専用スペースは、換気ができることが必須条件で、個室が望ましいが、困難な場合は、パーティション・簡易テントで区切っているか。
- ・体調等不良者と濃厚接触者の専用スペースを分けているか。
- ・個室の割当てに際しては、濃厚接触者を体調等不良者より優先して個室管理しているか
- ・体調等不良者の占有スペースには段ボールベッドを設置しているか。

【選任スタッフの配置】

- ・専用スペースにいる避難者の見守り、食事や物資供給を行う選任スタッフを配置しているか。
- ・医師、保健師等が応急的な手当てを実施する場合は、専用スペース内で行うことになっているか。(医療救護所を設置している場合も、医師、看護師等は専用スペースに出向いて行う。)
- ・避難者の管理を的確に行うため専用スペースの区画に番号をふっているか。(個人情報保護の観点からも利点がある。)

【専用スペースへの誘導】

- ・受付又は居住スペースから専用スペースへ移動する際には、独立した動線を確保し、専用通路・階段を用意しているか。別々の通路・階段が難しい場合は、時間的分離を検討しているか。
- ・避難者が体調等悪化により、居住スペースから専用スペースへ移動の場合、その居住スペースの消毒を行っているか。
- ・消毒は保健所と連携して行うことになっているか。

【応急手当】

- ・医師、保健師等により問診・応急手当を行う体制ができているか。
- ・結果を、災害対策本部、保健所に報告・通報することになっているか。

【体調等不良者の移送調整】

- ・体調不良者の医療機関等への移送調整を保健所、災害対策本部との間で実施しているか。

【感染者等が確認された場合の対応】

- ・保健所と連携し、体調等急変者や感染者が発生した時に行うべき処置事項を確認しているか。

カ 消毒訓練

消毒についても訓練を行い、消毒方法について習熟しておくことが必要となる。特に、トイレ、洗面所等について掃除・消毒訓練を実施しておくことが重要である。

○ポイント

- ・避難所内の避難スペースにおける消毒は、避難所を管理する市町村が行うことになっているため、実施方法等について、保健所の指導に基づき対応することが適当と考えられる。避難所を管理する市と保健所において事前に検討しておく。

以下の消毒液の作り方を理解し、実行できるか。

- ・消毒用エタノールを調整する。無水エタノールの場合、水を8:2の割合で調整する。
- ・調整したエタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などの環境を消毒する。ただし傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに留意する。
- ・エタノールが入手できない場合に備えて、次亜塩素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜塩素酸ナトリウム」を調整する。500ccの洗ったペットボトルに5%次亜塩素酸(市販に多い)であれば5cc入れてから水で500ccに薄めます。水以外の液体と混ぜない事、調整する際に換気を忘れない事に留意します。

なお、安全のため長時間にわたる作り置きは厳禁とする。

- ・調整した次亜塩素酸でモノ全般、環境を消毒する。ただし、腐食しやすい金属には使用しない。
- ・消毒後に水拭きする。(特に金属の場合)

(4) 情報発信訓練

<実施、確認事項>

- ・避難所開設時に体調等不良者、同世帯者の人数や状況についても災害対策本部へ報告しているか。
- ・掲示板周辺が密にならない工夫をしているか。(養生テープで閲覧エリアを設定し、そのエリア内で閲覧できる人数を制限するなどの工夫を行います。)
- ・新型コロナウイルス感染に関する情報についても最新の情報提供に努めているか。(避難者の関心が高いことが想定されるので丁寧かつ最新の情報を提供します。)

(5) 物資受入・配布訓練

<実施、確認事項>

ア 備蓄物資の確認

- ・備蓄物資の数量、保管状況を点検します。その際、マスク、体温計、消毒液、ペーパータオル、タオル、PPE、パーティション、簡易テント、段ボールベッド等感染拡大防止のために、足りない備蓄品を確認しているか。
- ・足りないものは、市役所(危機管理部)に連絡しているか。

イ 救援物資の受入れ、配布

- ・受入簿、管理簿により品目ごとの数量確認と記録を行っているか。
- ・救援物資を保管場所まで搬送し、保管しているか。

【物資の配布】

- ・避難者に並んでもらう場合、密にならない工夫をしているか。(2m間隔で養生テープで印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。)
- ・配給前後に机の消毒を行っているか。
- ・配給者は手指を消毒後、使い捨て手袋を装着しているか。

(6) 食料配布、炊き出し訓練

<実施、確認事項>

ア ケータリング・調理・炊き出し

- ・ケータリングを利用する場合、手配の手順を確認しているか
- ・調理する場合、調理スタッフは調理前の手指衛生(手洗い、消毒)を徹底しているか。また、マスクに加え使い捨て手袋を着用しているか
- ・作業台や配膳箱を事前に消毒しているか

イ 盛り付け

- ・容器や食器は使い捨てを用いているか。(使い捨て食器が十分確保できない場合には、食器をラッピングするなどして1回毎に取り換えて再利用を行う。その際、各自の食器は、自分で管理し、洗浄する。)
※食器などは、80℃の熱水に10分さらすと消毒ができる。
- ・食物アレルギーの避難者のため、食事の原材料表示を確認できるよう工夫しているか。

イ 配食

- ・一人分ずつ小分けにして配食しているか。
- ・配食時にはフェイスガードをするかクリアフェンスを設置しているか。
- ・順番制にするなど、配食時の密を避ける工夫を行っているか。
- ・避難者が食事前に手指消毒を容易にできるようにしているか。
- ・食事スペースを設置している場合、密にならないよう、時間をずらす、椅子の配置等の工夫(同じ方向を向いて座る、互い違いに座る等、中央にフェンスを設置)をしているか。
- ・体調等不良者及び同世帯者の食事は、専用スペースに差し入れているか。(置いて渡す。)
- ・車両避難者や在宅避難者にも配布しているか。

ウ 食後

- ・食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉して破棄しているか。
- ・体調等不良者、濃厚接触者等の容器については、処理する際に直接触れないようにし、ゴミ袋をしっかりと縛って封をする等の感染防止策に留意して取り扱っているか。
また、専用スペースのゴミ(ウイルスが付着している可能性が高い破棄物)は、普通破棄物として処理できるが、(7)イの留意事項に従って処理しているか。
- ・炊事場は使用後に必ず清掃、消毒しているか。

(7)資機材設置、施設環境整備訓練

<実施、確認事項>

ア 換気、清掃

- ・定期的(30分に1回、5分程度)に換気を行っているか。
- ・ドアノブ・手すり・蛇口等の共用部分はこまめに消毒しているか。

【トイレ】

- ・手洗い石けん液及び消毒液を配置しているか。
- ・定期的に換気を行っているか。清掃や消毒もこまめに行い、目に見える汚物があれば、その都度、汚れが見えなくても1日3回以上の清掃、消毒を行っているか。
- ・トイレサンダル、石けん、手指消毒液、トイレトーパー、ペーパータオル等があるか。

- ・専用スペースと居住スペースのトイレは別に設置しているか。可能な場合、専用スペース内の体調等不良者と濃厚接触者も別のトイレを設置しているか。別のトイレの設置が難しい場合、時間的に分離し、利用ごとに消毒を行うなど工夫したルールを作っているか。(専用スペースと居住スペースの兼用は不可)
- ・可能な場合、高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者も別のトイレを設置しているか。
- ・トイレ前で密にならないルール作りができていないか。

イ 資機材の設置

【電話や充電機器等の設置】

- ・手指消毒のための消毒液を設置しているか。
- ・定期的に清掃を行っているか。
- ・順番制にするなど密にならないルールがあるか。

【ゴミの処分等】

- ・普通廃棄物と専用スペース等から出るウイルスが付着している可能性の高い廃棄物は分けているか。ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物の中でのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋など感染につながる可能性の高いモノについては特に慎重に扱っているか。ゴミ袋を2重にし、1枚目のゴミ袋を縛った後、消毒(アルコールか次亜塩素酸ナトリウム)しているか。
- ・ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物には赤色テープ等で明示しているか。
- ・基本的に普通廃棄物として処理できるが、処理先等について、市の廃棄物担当部局(生活環境課)に確認しているか。
- ・ゴミを処理するスタッフに「ゴミに直接触れない」「ゴミを捨てた後は手を洗う」ことを徹底しているか。また、ゴミ処理にあたるスタッフはマスク、フェイスガード等、使い捨て手袋、長袖ガウンを着用しているか。

ウ シャワー室や浴室

- ・使用前に手すりなど手がよく触れる箇所は消毒液で拭きとり、湯舟や洗い場は、清掃し、よく流しているか。
- ・シャワーは居住スペースと専用スペースとで別に設置しているか。専用スペース内では、可能な場合、体調等不良者と濃厚接触者のシャワーを別に設置しているか。困難な場合は、時間的に分離・使用後に消毒するなどルールを決めて使用しているか。
やむをえず健康な避難者とそうでない避難者が兼用する場合は、健康な方から、濃厚接触者、体調等不良者というように、周囲への感染のおそれのある人が最後に入浴するようなルールを決めているか
- ・居住スペースにおいては密にならないようなルールを決めているか。

(8) ペット同行避難者への対応訓練

<実施、確認事項>

ア ペットの受入れ

- ・ペットを伴った避難者を受け入れる際に同行避難動物登録票に記入してもらうなどして、避難状況を確認しているか
- ・避難所でのトラブル防止のため、飼養ルールや衛生管理の方法等について飼い主に説明しているか。また、飼い主自身がペットの適正な飼育に努めているか。

イ 避難スペースの確保

- ・動物が苦手な人やアレルギーを持っている人等に配慮し、避難者が生活する場所とは別の場所で受け入れを行っているか。また、スペースに余裕がある場合にペットと飼い主がともに生活できるスペースを設けることを検討しているか。
- ・多くの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大する原因となるため、ケージを利用して他の動物が視界に入らないようにするなど、可能な限り区分して飼育できるようにしているか。

ウ ペットを伴った避難ルールの周知、掲示

○周知する事項の例

- ・飼育場所(屋外、屋内、ケージの必要性の有無)
- ・提供できる物資
- ・給餌、後片付け
- ・保清、汚物等の処理

○ポイント

- ・市は、飼い主がペットと同行避難することを前提として、飼い主が避難所で適正な飼育管理ができるように、あらかじめペットの飼育場所や飼育管理のルール等を検討しておく必要がある。その際、指定避難所の形態や地域の人とペットとのかかわり方などを考慮して、地域に合った方法を検討する。

(9) 車両避難者(車中泊者)への対応訓練

<実施、確認事項>

ア 受付

- ・一般避難者と同様に受付(事前受付、個別受付)を行っているか。
- ・受付で避難者から避難者カードを受領時、駐車許可証を渡しているか。

イ 駐車位置の指定

- ・災害種別(豪雨時、津波時など)に留意し、被害に遭わない駐車場を指定しているか
- ・車と車の間隔を十分に取って駐車位置を指定しているか。

- ・ナンバーと乗車人員を把握の上、駐車位置図を作成し、照合できるようにしているか。

ウ 健康指導

- ・避難者に健康状態チェック表を配布し、これにより、毎日の体調等の記録ができているか。また、体調等に異常を認めた場合の通知先を周知できているか
- ・避難者に「エコノミークラス症候群の予防のために」(本文の別紙16)を配布し、歩行や水分補給を勧めるなど、エコノミー症候群に対する注意喚起と予防について支援ができているか
- ・運営スタッフが定期的に巡回し、熱中症やエコノミークラス症候群対策にも留意しているか確認しているか。

エ 物資や食料の配布

- ・物資や食料は配布か取りに来てもらうかルールを設定しているか。
- ・弾性ストックの配布を検討しているか

オ 車中泊避難に関するルールの周知

- ・車中泊避難者を受け入れる場合の条件を検討し、周知しているか

(10) 避難所運営本部会議

<実施、確認事項>

- ・会議が密にならない工夫を行っているか。
- ・避難所の各段階(初動期から撤収期)における避難者の状況やニーズの変化とともに運営上の課題が変化するため、これらの課題について事前にイメージトレーニングを行い、対応策を議論しているか。
- ・本部長が各班長に徹底事項について指示しているか。
- ・各班長は班員を集め、会議の内容について伝達しているか。

参考:新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて(第二版、令和2年9月7日)

手袋・マスク脱衣方法 (特に重要)



① 手袋を脱ぐ。
* 内側（清潔部分）に触れないように注意する。



② 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。

手袋・マスク脱衣方法 (特に重要)



③ 感染性廃棄物入れには距離を保って捨てる。



④ マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。

手袋・マスク脱衣方法 (特に重要)



⑤ マスクのゴム部分をもってマスクを外す。
* マスク本体（不潔扱い）には触れないよう注意する。



⑥ 手袋と同様に距離を保って捨てる。

ガウン・手袋・マスク装着方法



① 手袋・マスク・ガウン・手指消毒用アルコール・感染性廃棄物入れ（ビニール袋）



② 手指消毒実施
*最後までプッシュし、たっぷりのアルコールで揉みこむ

ガウン・手袋・マスク装着方法



③-1 ガウンを着る。



③-2 介助者に後ろを留めてもらう。
(首元のマジックテープ)



③-3 後ろのひもも同様に
結んでもらう。

ガウン・手袋・マスク装着方法



④-1 マスクを装着する。



④-2 マスクを鼻の形に合わせて
フィットさせる。

ガウン・手袋・マスク装着方法



⑤-1 手袋を装着する。

⑤-2 ガウンの袖が手袋の下になるようにする。

ガウン脱衣方法 (特に重要)

介助者がいる場合



① 手指消毒をする。

② 介助者に首元のマジックテープをはずしてもらう。

ガウン脱衣方法 (特に重要)

介助者がいる場合



③-1 介助者はガウンの外側をつかんで脱がせる。

③-2 介助者は内側（清潔部分）に触れないように注意する。

ガウン脱衣方法 (特に重要)

介助者がいない場合



②' ガウンの後ろ
(マジックテープ、紐) をはずす。
* 首に触れないようにする。

③' ガウンの外側をつかんで
引っ張りながら脱ぐ。